

杉並区立学校生成 AI 活用ガイドライン

杉並区教育委員会

第1版（7 杉教第 4614 号令和 7 年 7 月 23 日 更新）

はじめに

(1) ガイドラインの策定にあたって

本ガイドラインは、杉並区立学校の教職員が業務において、児童・生徒が学習において生成 AI を利用する際に遵守すべき事項を明記したものである。

教育分野において校務から学習に至るまで様々な場面で生成 AI を利用することは、教育の質の向上につながられる可能性を有している。その一方、正確性のリスク、情報漏洩のリスクや著作権侵害のリスク等、様々なリスクが存在しているため、生成 AI の慎重な利用も求められるところである。また、生成 AI による生成物には虚偽が含まれることもあり、最後は人間が判断する必要があることから、児童・生徒にも生成 AI を活用するにあたって必要な資質能力（リテラシー）の向上を図ることが大切である。

本ガイドラインの趣旨に基づき、各学校が実情に応じて様々な実践を試み、優れた事例が積み重なっていくことを期待するものである。

なお、本ガイドラインは状況に応じて随時見直しを図ることを前提として作成している。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは学校現場における生成 AI の適切な利活用の手助けとなるよう、基本的な考え方やポイントをまとめたものである。

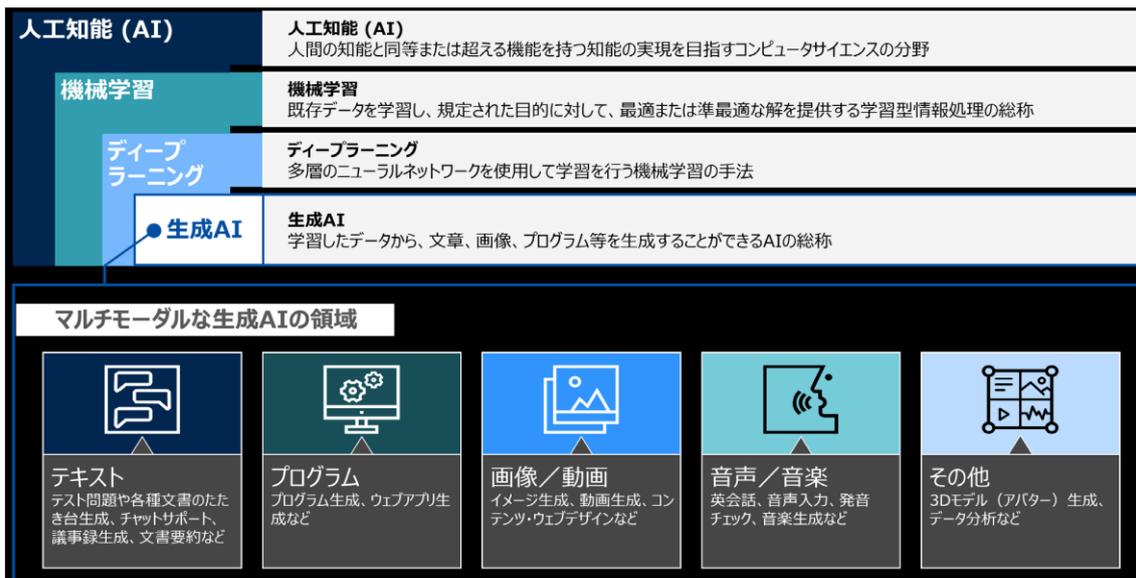
なお、生成 AI の利活用について、情報セキュリティの確保が重要であるため、「杉並区立学校情報セキュリティ対策基準」及び「杉並区学校情報セキュリティ実施手順」を遵守すること。

また、本ガイドラインは「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日、文部科学省 初等中等教育局）を参考に作成されているため、活用事例などの詳細はそれを参考にされたい。

II 生成 AI の概要

(1) 生成 AI とは

生成 AI とは「文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称」のことを指す。（「AI 事業者ガイドライン（第 1.01 版）」（令和 6 年 11 月 22 日、総務省・経済産業省））



（「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日、文部科学省 初等中等教育局））

(2) 種類

生成 AI の種類には、画像生成、テキスト生成、動画生成、音声生成等いくつかの種類があり、用途に応じて使い分けることで、希望している形に近い回答を得ることができる。

次のような複数種類のデータの入出力が可能なモデルの生成 AI が主流になっている。

種類	概要
画像生成	プロンプトに応じて、画像を生成
テキスト生成	プロンプトに応じて、内容を解析してテキストを生成
動画生成	プロンプトに応じて、動画を生成
音声生成	音声データを学習することで、その音声で新しい音声データを生成

(3) リスク

生成 AI の推論性能を高める研究開発、サービスのリリース等も進められては

いるものの、モデルの性質上誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは極めて難しいとされているほか、従来の AI でも指摘されていた学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。このようなリスクに対しては、例えば、検索拡張生成の技術を活用して誤った回答を抑制する技術、入力するプロンプトを基に権利侵害等が起こらないよう出力を制限する技術等も進展しており、そのような技術を採用入れたサービスを選択することによりリスクを軽減することも可能となりつつある。（「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日、文部科学省 初等中等教育局））

（4） 利用環境

生成 AI のソフトウェアの利用を希望する場合は「学校設置パソコン用アプリケーションソフトウェア・周辺装置使用申請書」にて申請することで、教育委員会での審査を経て利用が可能となる。

Ⅲ 利用上のルール

（1） 機密性の高い情報を入力しない

文章生成 AI は外部サービスのため、セキュリティ対策がサービス提供者に依存する。したがって機密情報や未公開情報を入力すると、情報漏えいにつながるリスクが残る。

そのため、個人情報をはじめとした機密性の高い情報を入力してはいけない。教職員の利用と同様に、児童・生徒にも、氏名や写真等の個人情報など重要な情報を入力させないよう指導する。

（2） 著作権を保護する

他人の既存著作物、作家名、作品の名称を入力して生成すること自体は、必ずしも直ちに著作権侵害に該当するとは限らないが、学校の HP にアップロードしたり、外部に作品として提出したりするなど授業目的を超えて利用する場合は著作権侵害となる可能性があるため、関係法令を遵守すること。

（3） 回答の根拠や裏付けを確認する

先述のように生成 AI が生成した回答は最新の情報を反映していなかったり、偏った価値観、アンコンシャスバイアス等が反映されてしまったり必ずしもその内容が正確、適切とは限らない。

そのため、教職員は生成 AI の出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の

確認を行うこと。

またそのように児童・生徒に指導することが重要である。

Ⅳ 教職員の利用例

(1) 指導にかかわる業務

【授業準備】

- ・授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- ・児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
- ・校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

【部活動】

- ・過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

【生活指導】

- ・児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

(2) 学校の運営にかかわる業務

【教務管理】

- ・時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】

- ・各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する・学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する

【校内研修】

- ・校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・研修や講演会の録面を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

【その他】

- ・保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する
- ・職員会議や各部会や夕会等の議事録作成

V 児童・生徒の利用例

(1) 利活用の例

- ・情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く。
- ・生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する。
- ・グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する。
- ・英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- ・外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。
- ・生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する。
- ・プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する。
- ・生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う。
- ・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする。

(2) 不適切な例

- ・生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ・各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する。(コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要)
- ・詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる。
- ・テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する。
- ・教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る。
- ・定期考査や小テスト等で使わせる(学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき)

- ・児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- ・教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる。

VI 留意事項

児童・生徒が生成 AI を利用する際の留意点は以下のとおり。

(1) 情報モラルの定着

児童・生徒に情報モラルをしっかりと定着させることが重要である。デジタルデータの取り扱いに対する基本的なモラルを身につけさせる必要がある。

(2) 年齢制限等規約の遵守

多くの生成 AI プラットフォームには、利用に際して年齢制限やその他の利用規約がある。規約をしっかりと理解して遵守することを強調する必要がある。

(3) 思考力・判断力の低下

生成 AI は補助的なツールとして適切なバランスを保ち、AI に頼りすぎずに、自己の考えや意見をしっかりと形成するよう指導することが重要である。

(4) 生成 AI の理解不足

児童・生徒が生成 AI の仕組みや限界を正しく理解せずに使用することは、誤解や誤った情報の拡散につながる可能性がある。自動生成される情報の信頼性を常に疑い、他の情報源と比較検討する習慣を身につけさせることが求められる。

(5) 保護者同意のうえで利用している認識

児童・生徒が生成 AI を利用する際は、児童・生徒の保護者の同意を得ることが望ましい。保護者にその内容や目的、またどのようなリスクがあるかをしっかりと説明し、理解を得られるようにすることが必要である。

VII 参考資料

- ・文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和 6 年 1 月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm
- ・文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項 (第 2 版)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

- 内閣府 「人間中心の AI 社会原則」、「AI に関する暫定的な論点整理」、「AI に関する制度の考え方」
<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/index.html>
- 内閣府 知的財産戦略推進事務局 「AI 時代の知的財産検討会 中間とりまとめ」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html
- 総務省 「広島 AI プロセス」
<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>
- 総務省・経済産業省 「AI 事業者ガイドライン」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html
- 文化庁 「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策についての相談窓口」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>
- 文化庁 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html
- 文化庁 「AI と著作権に関する考え方について」、「AI と著作権に関するチェックリスト & ガイダンス」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>
- 個人情報保護委員会 「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」(令和 5 年 6 月 2 日)
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/
- JST、CRDS 「人工知能研究の新潮流 2 ～基盤モデル・生成 AI のインパクト～」
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2023-RR-02.html>
- AISI Japan 「AI セーフティに関する評価観点ガイド」
https://aisi.go.jp/effort/effort_information/240918_2/